

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ส.5/2567

เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมบัญชีประเภทกิจการที่ให้การส่งเสริมการลงทุน

ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 9/2565

非公式訳

投資委員会布告

第 Sor. 5/2567 号

件名：投資委員会布告第 9/2565 号に基づく

投資奨励対象業種表の改定増補

仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

現状に応じた投資を促進するため、投資委員会は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号巻末の 1 類、7 類および 8 類に下記の内容を追加し、業種、条件および恩典を以下の通り定める。

1 類 農業・農産品およびバイオ

業種	条件	恩典
1.1.5 輸出前の動物検疫所	タイ畜産開発局または関連機関の基準に従い動物検疫所を検査し認証すること。	A4

7 類 公共施設

業種	条件	恩典
7.4 電気自動車のバッテリーおよび/またはエネルギー貯蔵の管理 7.4.1 使用済み電気自動車バッテリーの修理サービスセンター	1. 鉛蓄電池 (Lead-acid Battery) を奨励対象外とする。 2. 電気自動車メーカーまたは電気自動車バッテリーメーカーから品質および安全性の認証を取得すること。 3. 委員会が同意したバッテリーの性能および安全性をテストするプロセスを有すること。 4. エンジニアおよび技術者の分野の人員給与費用が年間最低 150 万バーツ以上または投資金額 (土地代、運転資金および乗り物コストを除く) が 100 万バーツ以上であること。ただし、人員の給与費用および投資金額は奨励申請プロジェクトのみが対象となり、委員会が定める基準に基づいて算出されること。	A4

業種	条件	恩典
	5. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、環境規格の認証の ISO 14000 を取得すること。 なお、法人所得税免除の恩典を使用しない場合は、操業開始期限日までに当該認証を取得すること。	
7.4.2 未使用の電気自動車バッテリーおよび/またはエネルギー貯蔵システムの再パック (Repack) あるいは再利用 (Reuse)	1. タイ国内で発生した未使用のものみの電気自動車のバッテリー (鉛蓄電池 (Lead-acid Battery) を除く) および/またはエネルギー貯蔵を管理すること。 2. バッテリーマネジメントシステム (BMS) を設置するプロセスおよびバッテリーの性能および安全性をテストするプロセスを有すること。 3. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、環境規格の認証の ISO 14000 を取得すること。 なお、法人所得税免除の恩典を使用しない場合は、操業開始期限日までに当該認証を取得すること。	A4

## 8 類 デジタル業

業種	条件	恩典
8.2.4 データホスティング	1. データを保管するためのサーバレンタルサービス (Data Hosting) を提供すること。 2. ISO/IEC 27001 (データセンター) の認証を取得した国内データセンターが2 センター以上に設置されること。 3. 投資金額 (土地代および運転資金を除く) が50 億バーツ以上であること。	A2

第2項 仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号巻末の業種 5.4.3.3、6.4.4.1、6.4.5、6.5、6.6.1 および 6.6.6 の内容を廃止し以下の内容を代わりに使用することで、投資奨励対象業種を改定する。

## 5 類 基属、材料の産業

業種	条件	恩典
5.4.3.3 工業用条鋼製品の製造: 圧延形鋼、棒鋼、線材を含む		B

## 6 類 化学・石油化学産業

業種	条件	恩典
6.4.4.1 クリーンルーム規格の認証を受けた無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造	法人所得税免除の恩典を利用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、法人所得税免除の恩典を利用しない場合は、操業開始期限日までに当該認証を取得すること。	A3
6.4.5 静電防止プラスチック包装材 (Antistatic Plastics Packaging) の製造	法人所得税免除の恩典を利用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、法人所得税免除の恩典を利用しない場合は、操業開始期限日までに当該認証を取得すること。	A3
6.6.1 クリーンルーム規格の認証を受けた衛生パルプまたは衛生紙からの製品の製造	法人所得税免除の恩典を利用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、法人所得税免除の恩典を利用しない場合は、操業開始期限日までに当該認証を取得すること。	A3
6.6.6 環境にやさしいパルプまたは紙からの製品の製造	1. 紙の製造には環境にやさしい原材料を全て利用すること。また、その原材料は法人所得税免除の恩典を利用する前に、Carbon Footprint Reduction など温室効果ガスの排出削減に関する国際規格に準拠した環境にやさしいことに関する認定を受けること。なお、法人所得税免除の恩典を利用しない場合は、操業開始期限日までに当該認証を取得すること。 2. プロジェクトに成形工程を有すること。	A4

第3項 仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号巻末の以下の業種への投資奨励を取り消す。

## 6.5 パルプまたは紙の製造

6.5.1 衛生パルプ (Hygienic Pulp) または衛生紙 (Hygienic Paper) の製造

6.5.2 特殊パルプ (Specialty Pulp) または特殊紙 (Specialty Paper) 製造

6.5.3 リサイクルパルプの製造

6.5.3.1 タイ国内のみの紙屑を使用する場合のリサイクル  
パルプ、および同一プロジェクトの製品の製造

6.5.3.2 海外からの紙屑を一部もしくは全部使用する場  
合のリサイクルパルプ、および同一プロジェクトの  
製品の製造

6.5.4 環境にやさしいパルプ、および同一プロジェクトの製品  
の製造

第4項 本布告は発布日より提出される奨励申請書に適用する。

発布日：仏暦 2567年（2024年）6月28日

ピチャイ・チュンハバジラ

（ピチャイ・チュンハバジラ）

副首相

投資委員会委員長